

防衛庁訓令第21号

情報業務の実施に関する訓令を次のように定める。

平成18年3月27日

防衛庁長官 額賀 福志郎

情報業務の実施に関する訓令

改正 平成18年7月28日庁訓83号

平成19年1月 5日庁訓 1号

平成21年7月29日省訓48号

平成26年7月24日省訓40号

平成27年10月1日省訓39号

平成29年3月24日省訓 9号

情報業務の実施に関する訓令（平成9年防衛庁訓令第2号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 防衛省情報委員会（第3条－第11条）

第3章 情報業務の実施（第12条－第15条）

第4章 施設の管理等の業務の支援（第16条）

第5章 防衛諸計画の作成等に伴う見積り（第17条
— 第20条）

第6章 中期情報能力整備計画等（第21条—第23
条）

第7章 雑則（第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、防衛省における情報業務に係る組織及び機能の充実、強化のための各種施策を推進するとともに、情報本部を始めとする防衛省の情報業務に係る組織相互の緊密な連携を確保し、もって防衛省における情報業務を円滑かつ効果的に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報業務 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第4号に規定する事務をいう。
- (2) 各幕僚長 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長をいう。
- (3) 各幕僚監部 陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部をいう。
- (4) 部隊等 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊及び機関のうち防衛大臣直轄のものをいう。
- (5) 中期計画 閣議において決定される中期的な防衛力整備計画をいう。

第2章 防衛省情報委員会

（防衛省情報委員会の設置）

第3条 防衛省における情報業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を審議することを目的として、防衛省に防衛省情報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会に対する防衛大臣の指示）

第4条 防衛大臣は、必要に応じて、委員会に対し、防

衛省における情報業務に関する事項についての審議を指示する。

(委員会の構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、事務次官をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 防衛審議官

(2) 大臣官房長

(3) 防衛政策局長

(4) 情報業務に関する事項を整理する防衛政策局次長

(5) 委員長の指名する審議官

(6) 統合幕僚長

(7) 陸上幕僚長

(8) 海上幕僚長

(9) 航空幕僚長

(10) 情報本部長

(11) その他委員長の指名する者

5 委員長は、関係のある防衛省職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(情報企画小委員会の設置)

第6条 委員会の審議に資するため、委員会の下に、情報企画小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

(小委員会の構成等)

第7条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は防衛政策局長を、副委員長は情報本部長をもって充てる。

3 委員長は、小委員会を招集し、会務を総理し、副委員長は委員長を補佐する。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員会の委員である防衛政策局次長

(2) 委員会の委員である審議官

(3) 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部長

(4) 海上幕僚監部指揮通信情報部長

(5) 航空幕僚監部運用支援・情報部長

(6) 第14条第3項の規定に基づき情報本部長が指名した情報官

(7) その他委員長の指名する者

5 委員長は、関係のある防衛省職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 委員長は、必要と認めるときは、委員会の委員長に委員会の開催を求めることができる。

(審議事項)

第8条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 防衛省における情報業務の実施に関する事項

(2) 防衛省の情報組織及び情報機能の充実、強化のための各種施策に関する事項

(3) 情報本部の業務の運営の基本に関する事項

(4) その他防衛大臣の指示した事項

2 委員会において審議する事項は、あらかじめ小委員会の審議を経ることを原則とする。

(情報業務実施指針の作成)

第9条 委員会は、毎年度、情報業務の実施に係る指針

(以下「情報業務実施指針」という。)を作成するものとする。ただし、当該年度において情報業務実施指針に重要な修正を加える必要が生じた場合には、情報業務実施指針を修正することができる。

(防衛大臣への報告)

第10条 委員会は、第4条に規定される防衛大臣の指

示が行われた場合又は委員長が必要と判断した場合には、委員会の審議内容その他の事項をとりまとめ、防衛大臣に報告するものとする。

(委員会及び小委員会の庶務)

第11条 委員会及び小委員会の庶務は、防衛政策局調

査課において処理する。

第3章 情報業務の実施

(情報業務の実施)

第12条 防衛大臣は、必要に応じて、各幕僚長又は情

報本部長に対し、情報業務の実施に関する指示を行う。

2 各幕僚長は、前項に規定される防衛大臣の指示及び情報業務実施指針に基づき、情報業務を実施するものとする。

3 情報本部長は、第1項に規定される防衛大臣の指示及び情報業務実施指針に基づき、情報本部に対する情報支援に係る要求を踏まえ、情報業務を実施し、当該業務から得られた情報の速やかな提供等、所要の部署に対する情報支援を実施するものとする。

(相互協力等)

第13条 統合幕僚長、各幕僚長及び情報本部長は、本訓令の目的に従い、情報業務に関し相互に協力するものとする。

(統合運用に必要な情報支援の実施)

第14条 情報本部は、統合運用による円滑な任務遂行に資するため、統合幕僚監部に対し、情報本部組織規則(平成9年総理府令第1号)第8条第1号から第6号までに掲げる事務の実施等を通じて、統合幕僚監部による所掌事務の遂行に必要な情報支援を行うものとする。

する。

- 2 情報本部は、統合運用による円滑な任務遂行に資するため、部隊等に対し、統合幕僚長の監督を受ける隊務の運営に必要な情報支援を行うものとする。
- 3 情報本部長は、前2項に規定する情報支援に係る業務を総括整理する情報官を指名するものとする。当該情報官は、統合幕僚長と密接に連携し、統合幕僚監部がその所掌事務の遂行に必要な情報支援を適時適切に実施する責務を有する。
- 4 統合幕僚長は、統合幕僚監部の所掌事務の遂行に必要な情報支援について、前項の情報官を通じて情報本部長に対し要求することができる。
- 5 部隊等の長は、統合幕僚長の監督を受ける隊務の運営に必要な情報支援について、第3項の情報官を通じて情報本部長に対し要求することができる。

(統合幕僚監部、各幕僚監部及び部隊等と情報本部との関係)

第15条 統合幕僚監部は、その所掌事務の遂行に伴い

情報本部が必要とする情報を入手した場合には、速やかに情報本部に当該情報を提供するものとする。

2 部隊等は、統合幕僚長の監督を受ける隊務の運営に伴い情報本部が必要とする情報を入手した場合には、速やかに情報本部に当該情報を提供するものとする。

3 情報本部長は、前2項に規定する情報の提供について、統合幕僚長及び当該部隊等の長に対し要求することができる。

4 情報本部長は、情報収集に必要と判断した場合には、統合幕僚長に対し、警戒監視活動の実施等情報収集のために必要な措置を要求することができる。

5 統合幕僚長は、情報本部長から前項に規定する要求を受けた場合、部隊等の状況を勘案の上、当該措置の実施の可否について総合的に判断し、所要の措置を講ずるものとする。

6 各幕僚監部は、その所掌事務の遂行に伴い情報本部が必要とする情報を入手した場合には、速やかに情報本部に当該情報を提供するものとする。

- 7 部隊等は、各幕僚長の監督を受ける隊務の運営に伴い情報本部が必要とする情報を入手した場合には、速やかに情報本部に当該情報を提供するものとする。
- 8 情報本部長は、前2項に規定する情報の提供について、各幕僚長及び当該部隊等の長に対し要求することができる。
- 9 情報本部は、その所掌事務の遂行に伴い各幕僚監部が必要とする情報を入手した場合には、速やかに各幕僚監部に当該情報を提供するものとする。
- 10 各幕僚長は、前項に規定する情報の提供について、情報本部長に対し要求することができる。

第4章 施設の管理等の業務の支援

(施設の管理等の業務の支援)

第16条 統合幕僚長及び各幕僚長は、情報本部がその情報業務を十分に実施し得るよう、情報本部における次の各号に掲げる業務の実施について所要の支援を行うものとする。ただし、統合幕僚長又は各幕僚長と情報本部長との協議によりその必要がないと認められた

場合には、この限りでない。

- (1) 施設の管理に関すること。
- (2) 警備に関すること。
- (3) 施設の防火に関すること。
- (4) 給養に関すること。
- (5) 衛生に関すること。
- (6) 電話施設の管理及び運営に関すること。
- (7) その他統合幕僚長又は各幕僚長と情報本部長との協議により定められた事項に関すること。

2 前項の支援の内容については、統合幕僚長又は各幕僚長と情報本部長とが協議して定める。

第5章 防衛諸計画の作成等に伴う見積り

(情報本部の作成する見積り)

第17条 情報本部は、防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成27年防衛省訓令第32号。以下「諸計画訓令」という。）第3条第1項各号に規定する事項のうち、次の各号に掲げるものに資するため、それぞれ当該各号に定める見積りを作成するものとする。

(1) 統合機動防衛力構築委員会の取組 長期情報見積り

(2) 防衛、警備等に関する計画 内外の諸情勢に関する見積り

(長期情報見積りに係る防衛大臣の指示)

第18条 防衛大臣は、諸計画訓令第7条の規定による指示に際し、情報本部長に対し、長期情報見積りの作成を指示するとともに、作成に当たっての指針とすべき事項を示す。

(長期情報見積り)

第19条 長期情報見積りは、諸計画訓令第3条第2項第1号に規定する防衛力指針に資することを目的とし、原則としてその作成する年度以降おおむね10年間を対象とし、我が国の安全保障に影響を及ぼす内外の諸情勢について見積もるものとする。

2 情報本部長は、前条の長期情報見積りの作成の指示があったときは、防衛政策局長と協議の上、長期情報見積りを作成し、防衛大臣に報告するとともに、同訓

令第5条に規定する統合機動防衛力構築委員会に送付するものとする。

- 3 情報本部長は、長期情報見積りの作成に当たっては、装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年度防衛省訓令第37号）第7条の規定により防衛装備庁長官が作成する技術動向見積りを参考とするものとする。

（防衛、警備等に関する計画の作成に資するための見積り）

- 第20条 第17条第2号に規定する内外の諸情勢に関する見積りの作成等に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 中期情報能力整備計画等

（中期情報能力整備計画の作成等に係る防衛大臣の指示）

- 第21条 防衛大臣は、新たに中期計画が決定された場合、情報本部長に対し、中期情報能力整備計画の作成を指示するとともに、作成に当たっての指針とすべき事項を示す。

- 2 防衛大臣は、中期計画が見直された場合には、必要

に応じ、情報本部長に対し、中期情報能力整備計画の見直しについて指示する。

(中期情報能力整備計画)

第22条 中期情報能力整備計画は、原則としてその作成する年度以降おおむね5年間を対象とし、中期計画及び内外における科学技術のすう勢を踏まえて、情報本部が対象期間内に保持すべき情報機能・情報能力を明らかにし、これを達成するための各諸施策の計画的実施を図ることを目的とする。

2 情報本部長は、防衛大臣から前条第1項又は第2項の規定により指示があったときは、速やかに中期情報能力整備計画を防衛政策局長と協議の上作成し、又は見直し、防衛大臣に報告するものとする。

3 情報本部長は、中期情報能力整備計画に対する業務実施の進行の度合い、その能率及び業務実施中に生じた重要な事項等を常に分析検討し、次期中期計画の作成に向けた適切な時期に委員会に報告するものとする。

(情報本部の年度業務計画)

第23条 情報本部の年度業務計画は、長期情報能力整備計画等を参考として、当該業務計画の対象とする年度において実施すべき情報能力の整備、維持等に係る事項について、その達成の目標及び方途を明らかにし、予算の見積り及び執行の基礎とすることを目的とする。

2 情報本部の年度業務計画は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本計画 計画の方針に準拠して、努めて具体的に表示した達成目標及び達成方途

(2) 細部計画 前号以外のものについて、情報本部長の定める区分に従い、達成目標並びに必要なに応じて、その実施の時期及び所要の人員、資材、経費、法令等を具体的に表示した手順を含む達成方法

3 情報本部長は、毎年度、基本計画についてはその計画の対象とする年度の前年度の所要の時期までに概算要求の基礎となる計画案を作成し、予算の成立後、直ちに、必要なに応じて所要の修正を行い、原則として当該年度開始前に、防衛大臣の承認を得るものとし、細

部計画については所要の時期までに作成し、防衛大臣に報告するものとする。

4 情報本部長は、基本計画に重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上、防衛大臣の承認を得るものとし、細部計画に重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上、防衛大臣に報告するものとする。

5 情報本部長は、情報本部の年度業務計画に対する業務実施の進行の度合、その能率及び業務実施中に生じた重要な事項等を常に分析検討し、計画とその実施を調整するとともに、実施した結果を当該年度終了後、速やかに、防衛大臣に報告するものとする。

第7章 雑則

(委任規定)

第24条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。た

だし、第 21 条から第 23 条までの規定は、平成 18 年度以降の年度を対象として作成する長期情報能力構想及び年度業務計画から適用する。

附則（平成 19 年防衛庁訓令第 1 号）（抄）

1 この訓令は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附則（平成 21 年防衛省訓令第 48 号）

この訓令は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年防衛省訓令第 40 号）

この訓令は、平成 26 年 7 月 25 日から施行する。

附則（平成 27 年防衛省訓令第 39 号）（抄）

（施行期日）

第 1 条 この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年防衛省訓令第 9 号）

この訓令は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。